

「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」（要約）

金融審議会公認会計士制度部会（片田哲也部会長）に「専門的教育課程についてのワーキングチーム」（加古宜土座長）を設置し、専門的人材育成の教育課程と公認会計士試験制度との連携のあり方等の検討を5回にわたり行い、標記報告をとりまとめた。

（概要）

公認会計士として備えるべき資質・能力を有する者を養成するためには、公認会計士試験だけでなく、高等教育機関における会計教育、実務補習等の実務経験などとの連携がとれた公認会計士養成のシステムが必要。

「専門職大学院」で展開される会計に関する教育において、公認会計士となろうとする者に必要な資質・能力の養成の一翼が担われることが期待され、試験制度との連携のあり方としては、「会計分野に関する専門職大学院」のうち一定の要件を満たすものに関して試験科目の一部免除を行うことが適切。

「専門職大学院」の教育課程の編成については、公認会計士の質の確保の観点から、必要となる授業科目を備え、財務会計に関する科目、管理会計に関する科目、監査に関する科目をバランスよく履修することが必要。

具体的な免除の要件としては、「会計分野に関する専門職大学院」において、財務会計に関する科目を10単位以上、管理会計に関する科目及び監査に関する科目をそれぞれ6単位以上計28単位以上履修し、当該「会計分野に関する専門職大学院」の学位を授与されることとすることが適切。

免除の対象となる公認会計士試験の試験科目については、当面の間は短答式試験における「財務会計論、管理会計論、監査論」の3科目を免除することが適切。

「会計分野に関する専門職大学院」については、公認会計士試験との連携を図ることによって、会計教育がさらに充実・活性化するとともに、経済のインフラとしての監査や会計の理解者が増加することにより、市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上を通じて我が国資本市場の活性化につながるものと期待。